「有限会社 情報空間 情報セキュリティポリシー」に ついて

1. 情報セキュリティの基本方針

有限会社情報空間(以下、弊社)におけるネットワーク構築・運用・開発及びすべての組織運営に関わる活動は、情報であり情報技術(以下、IT技術)に手段に大きく依存している。こうした情報及び情報に関わるシステム(以下、情報資産)は弊社にとって重要な資産である。

これまで弊社は企業活動として情報ネットワークの構築・運用・開発並びに販売を行ってきた。一方で、情報技術の著しい発展は、情報資産への侵害やそれに基づく被害を増加させるとともに、その利用者が、社内外において、意図の有無を問わず加害者にもなりうる可能性をも高めている。情報資産の利用に際して同時にその保全をともなわなければ、弊社の企業活動に停滞を招き、また弊社に対する社会的信頼の喪失などの被害を被る可能性が増している。

そこで弊社は、すべての関係者が不断の努力をもって情報資産を保全すると同時に公開性の原則を守る必要があることを認識し、情報セキュリティポリシー(以下、ポリシー)を策定し、弊社の情報資産の利用者にその遵守を求めることとした。

1.1. 基本方針

弊社は、弊社が所有するすべての情報資産に関して、下記の点にわたって適切なセキュリティを保障する義務と責任を有する。また、弊社構成員も同様にこの義務を負う。

- 1. 弊社の情報資産用に対する攻撃により、その適正な運用が妨げられることを防御すること。
- 2. 弊社の情報資産への侵害から弊社の利用者を守ること。
- 3. 弊社の情報資産の利用者が、その意図の有無を問わず、社内外の情報資産に対する加害者となることを防止すること。
- 4. 弊社の情報資産の利用者がポリシー、ガイドライン及び各種内規等を理解し遵守できるよう、教育・研修などを通して啓発に努めること。

2. 趣旨ならびに位置づけ

ポリシーは、弊社における情報セキュリティの基本方針を示すものであり、弊社の情報資産を利用し情報を扱うにあたって、遵守しなければならない最低限の事項をまとめたものである。弊社のすべての構成員は、情報資産の使用権限に応じてセキュリティ管理については義務と責任を負わねばならないが、詳細は、関連法規・条約・弊社の各種規程ならびにガイドラインに従うものとする。

3. 定義

用語の定義は、次のとおりである。

• 情報セキュリティ情報資産の完全性(情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護すること)、機密性(情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできることを確実にすること)及び可用性(許可された利用者が、必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること)を維持すること。

• 情報資産情報(個人情報を含む)及び情報を管理する仕組み(情報システムならびにシステム開発、 運用及び保守のための資料等)の総称。

• 情報ネットワーク主にインターネット関連技術に基づいた通信網に接続したネットワークの総称。

その他の用語の定義は、情報セキュリティ対策推進会議で定めた「情報セキュリティに関するガイドライン (総務省高度情報通信社会推進本部に設置された情報セキュリティ対策推進会議において定めたガイドライン < 平成12年7月18日 >) 」にあるものと同様とする。

4. 適用範囲ならびに適用対象者

弊社におけるポリシーの適用範囲は、弊社の所有するすべての情報資産ならびに弊社が管理する機器、ネットワーク、及び一時的にネットワークに接続された機器である。 ポリシーの適用対象者は、弊社の学生、教員、職員等、弊社の情報資産を利用するすべての者とする。

5. 情報セキュリティ対策基準

弊社において、別に定める。

6. 情報セキュリティに関するガイドライン

弊社において、別に定める。

7. 管理体制

弊社において、別に定める。